

令和8年度償却資産（固定資産税）申告の手引き



日頃より、旭川市税務行政に御協力いただきありがとうございます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となりますので、この「申告の手引き」により御案内させていただきます。

所得税及び法人税の確定申告を行っている方でも、令和8年1月1日現在で旭川市に所在する償却資産についての申告が必要となります。

つきましては、この手引きを参考に申告書を作成の上、期限の令和8年2月2日（月）までの御提出をお願いします。

資産税課窓口の混雑緩和のため、提出については郵送またはeLTAX（エルタックス）での申告に御協力をお願いします。

（目次）

1 償却資産とは	-1-
2 申告していただく方	-3-
3 提出期限及び提出先	-3-
4 申告書の記入方法が分からぬ場合	-3-
5 申告用紙・eLTAX等について	-3-
6 申告に際しての注意点	-4-
7 その他	-5-
8 提出すべき申告書類について	-6-
9 申告書の記入例	-7-
10 償却資産の評価と課税など	-13-
11 納期等について	-15-
12 償却資産申告時のポイントについて	-16-
13 建物に係る償却資産について（不動産賃貸業など）	-18-
（資料編）	
別表1 業種別の主な償却資産	-19-
別表2 建築設備における償却資産と家屋の区分の例示	-20-
別表3 少額減価償却資産の取り扱いについて	-23-
別表4 国税（法人税・所得税）との違い	-23-

なお、申告の手引きは旭川市の公式ホームページからもダウンロードすることができます。（PDF形式）

旭川市 償却資産 手引き



提出先 (右記宛名を切り取って封筒に貼るなどに利用してください)	〒 070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地（総合庁舎3階） 旭川市税務部資産税課償却資産係（税4番窓口）
問合せ先	電話0166-25-5904（直通）

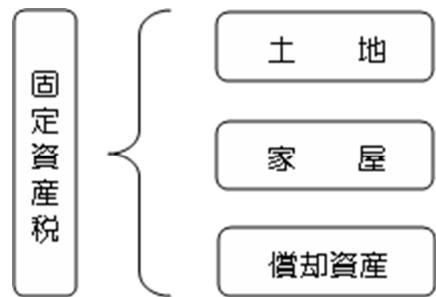
旭川市

1 債却資産とは

ア) 固定資産税の課税客体のひとつ

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、アパートや駐車場などを貸し付けている方、農業をされている方などが、その事業の用に供する構築物・機械・工具・器具・備品などの固定資産を債却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。(なお、「事業の用に供する」とは、所有者がその債却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として貸し付けている場合も含まれます。)

債却資産は固定資産税の一種ですが、土地や家屋と異なり登記制度がないため、債却資産の申告に基づいて課税を行っています。



イ) 債却資産の範囲

A) 申告の対象となる資産 (※注)

1月1日現在所有する債却資産で、旭川市内に所在するものです。

- ① 取得価額が10万円以上かつ耐用年数が2年以上の資産で減価償却するもの。
- ② 取得価額が10万円未満または耐用年数が1年未満の資産であっても、個別に減価償却資産として計上するもの。
- ③ 租税特別措置法の規定による特別債却等の特例を適用した資産。(取得価額が30万円未満で中小企業者等の少額減価償却資産の特例を適用したものなど。)
- ④ 債却済資産(税務会計上、減価償却を終えて備忘価額のみ帳簿上計上されている資産)
- ⑤ 簿外資産(寄贈によるものなど、帳簿上計上していない資産)
- ⑥ 遊休資産(いつでも稼働できる状態にある資産)
- ⑦ 未稼働資産(既に完成しているが、未だ稼働していない資産)
- ⑧ 建設仮勘定で経理中の資産でも、その一部または全部が令和8年1月1日までに完成し事業の用に供されている資産。
- ⑨ 貸借人(テナント等)が取り付けた家屋の内部造作及び各種設備など。
- ⑩ 道路運送車両法の規定により大型特殊自動車とされるもの。
- ⑪ 国税(所得税、法人税)上、「資本的支出・改良費」として資産計上したもの。(改良を加えた資産本体部とは別の新たな資産の取得として申告する。)
- ⑫ リース資産(資産の所有者が他の者に貸し付けて事業の用に供されているもの)
- ⑬ 割賦買入資産(割賦金が完済していない場合でも、既に事業の用に供されているもの)
- ⑭ 従業員の福利厚生の用に供する資産(例:社宅などに設置された器具備品など)
- ⑮ 清算中の法人が清算事務のために使用しているもの。

※注 地方税法では、減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入しうるもの(これに類する資産で法人税または所得税を課されない者が所有するものを含む。)とされていますので、赤字のため減価償却していないものや、法人税等を課されない団体等が所有する資産も申告の対象となります。

B) 申告の対象とならない資産

- ① 自動車税種別割、軽自動車税種別割の課税対象となるもの。(小型特殊自動車を含む。)
- ② 無形減価償却資産(特許権、商標権、コンピューターソフトウェアなど)
- ③ 取得価額が10万円未満または耐用年数が1年未満の資産で一時に損金または必要経費に算入したもの。

- ④ 取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの。
 - ⑤ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース（売買扱いとするファイナンスリース）資産で取得価額が20万円未満のもの。
 - ⑥ 書画、骨董（減価償却していないもの）、繰延資産（開業費）、棚卸資産（貯蔵品）など。
 - ⑦ 用途廃止資産（将来も使用する可能性はなく、現在維持補修を行っていないもの）
 - ⑧ 申告者自身が所有（登記上の所有者と同一）する家屋及び物置（※）
- ※物置については、基礎（東石等を含む）が無く10m²以下の場合は、償却資産の対象になります。詳しくは17ページを御参照ください。

○償却資産の申告対象になるもの、ならないものについては他にも例がありますので、詳しくは資産税課償却資産係までお問い合わせください。 電話 0166-25-5904（直通）

ウ) 償却資産の種類

固定資産税の課税客体となる償却資産の種類は、「①構築物」、「②機械及び装置」、「③船舶」、「④航空機」、「⑤車両及び運搬具」、「⑥工具、器具及び備品」に分類されます。

税務会計上の減価償却資産の区分と比較すると、次表に示すとおり資産の取り扱いに相違点がありますので、償却資産の申告の際には御注意ください。

なお、業種別のおもな償却資産については19ページの別表1を御参照ください。

おもな償却資産の種類と具体例(税務会計上の取扱との相違点)

資産の種類		内 容	税務会計上の減価償却資産 ○:減価償却可能 ×:減価償却不可	固定資産税上の償却資産 ○:申告が必要 ×:申告が不要
一	建物	賃貸用住宅、事務所、倉庫（土地に定着しているもの）など	○	×
①構築物	建物附属設備	家屋の所有者以外の者が事業のために施工した造作等	○	○
	構築物	電気設備、衛生設備、空調設備、防災設備、受変電設備、自家発電設備、工場の動力配線など	○	△(注1)
②機械及び装置		広告塔、門、塀、舗装、雪庇止め、緑化施設、ビニールハウス、融雪槽、カーポート	○	○
③船舶		各種加工・製造・工作機械、機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む。）、大型特殊自動車のうち建設機械に該当するもの（パワーショベルなど）、クレーン、コンベヤーなど	○	○
④航空機		モーター、モーター、漁船など	○	○
⑤車両及び運搬具		飛行機、ヘリコプターなど（ドローンは⑥工具・器具・備品にあたる）	○	○
⑥工具・器具及び備品		特殊自動車、自動車、軽自動車、動力運搬車、貨車など	○	△(注2)
		測定工具、検査工具、草刈り機、机、いす、パソコン、ルームエアコン、陳列ケース、コピー機、金庫、冷蔵庫、自動販売機、医療機器、娯楽機器、理容・美容器具など	○	○

(注1)…①家屋からは独立した機械装置としての性格の強いもの（受変電設備、自家発電設備等）、②家屋自体の効用を高めない特定の生産又は業務用設備（工場の動力配線等）、③施工者と家屋所有者が同一ではない内装や建物附属設備等は償却資産の申告が必要。ただし、レストラン・病院・社員食堂の厨房設備などは、施工者と家屋所有者が同一でも申告が必要。

(注2)…自動車税種別割、軽自動車税種別割の課税客体であるもの（小型特殊自動車を含む）、及びこれらに属するカーナビゲーションカーステレオ等は申告が不要。
それ以外の大型特殊自動車及びこれに属するものは申告が必要。

2 申告していただく方

1月1日現在、旭川市内に事業用償却資産（他の者に貸し付けているものも含む。）を所有する法人または個人です。（地方税法第383条）

所得税や法人税の確定申告を行っている方でも、旭川市への償却資産の申告は必要となります。

なお、旭川市では、事業は行っているが申告すべき資産がない方と、償却資産の制度を知らないため申告していない方とを分けて確認したいため、申告すべき資産がない場合でも、申告書の提出（該当資産なしという申告）の御協力をお願いしています。

3 提出期限及び提出先

ア) 提出期限 令和8年2月2日（月）

イ) 提出先

A) 郵送で提出する場合（表紙下部の「提出先」記載の住所にお送りください。）

受領印を押印した申告書の控えが必要な場合は、切手を貼った返信用封筒（返信先のあて先住所を記載されたもの）を同封してください。（受領印が不要な方は控えを切り離し、お手元にお持ちください。）

切手を貼った返信用封筒が同封されていない場合は控えを返送いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

B) 窓口で提出する場合

① 旭川市役所 稅務部資産税課償却資産係（総合庁舎3階 税4番窓口）

② 旭川市内の各支所

C) e L T A X（エルタックス）で提出する場合

「5 申告用紙等について イ) e L T A X（エルタックス、地方税ポータルシステム）による
償却資産の申告について」を参照してください。

4 申告書の記入方法が分からない場合

記入方法が分からない場合は、資産税課償却資産係までお問い合わせください。0166-25-5904（直通）
また、直接来庁される場合は次の書類をお持ちいただければ、記入方法を説明することができます。

※お持ちいただく書類等

- ① 固定資産台帳の写し
- ② 減価償却明細書など、税務署に提出する確定申告書類の控え一式
- ③ その他保有する資産内容の明細がわかる書類
- ④ 旭川市から送付した償却資産申告書一式

5 申告用紙・e L T A X等について

ア) 申告書などの書類の入手方法

申告書などの書類が必要な場合は、資産税課償却資産係まで御連絡ください。 電話 0166-25-5904（直通）
またインターネットで、

旭川市 償却資産 ダウンロード



の検索キーワードからダウンロードすることもできます。

イ) e L T A X (エルタックス、地方税ポータルシステム)による償却資産の申告について

インターネットを利用したe L T A X (エルタックス、地方税ポータルシステム)による固定資産税(償却資産)の申告が可能です。詳しくは下記ホームページを御確認ください。

- e L T A Xの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、

e L T A Xホームページ <https://www.eltax.ita.go.jp>

- e L T A X御利用に際して、御不明な点等がございましたら、e L T A Xホームページの「よくあるご質問」を御覧ください。

e L T A Xホームページの「よくあるご質問」 <https://eltax.custhelp.com>



ウ) 自社電算処理により申告する方

自社電算処理により申告される方は、令和8年1月1日現在で所有されている全ての資産について次の項目を必ず記載して御提出ください。

- A) 評価額
- B) 課税標準額
- C) 所有者コード…旭川市から送付した申告書の右上に記載されている11桁の数字（7・8ページ参照）

6 申告に際しての注意点

ア) 次のような場合も申告書の提出をお願いいたします。

- ① 事業は行っているが、申告すべき資産がない場合
- ② 前年度と比べ資産の状態が変わらない場合
- ③ 旭川市内に所在する全資産の評価額の合計が免税点（150万円）未満の場合
- ④ 事業の廃業、解散などにより当該資産を所有しなくなった場合
- ⑤ 償却資産が他の都市への転出などにより旭川市内に存在しなくなった場合

イ) 固定資産税の賦課期日は毎年1月1日ですので、前年決算日から賦課期日（1月1日）までの間の資産の増減についても、漏れがないように申告してください。

ウ) 割賦販売で購入した資産は原則として、その資産の総額（附帯費用を含む。）を買主が申告してください。

エ) リース資産は、その資産の総額（附帯費用を含む。）を次のとおり申告してください。

- a リース期間終了後、借主の所有物となるものは、借主が申告する。
- b リース期間終了後、借主の所有物とならないものは、貸主が申告する。

オ) 減価償却を終えても、その資産が事業の用に供することができる限りは償却資産の申告対象となりますので、御注意ください。

なお、評価額の最低限度（償却可能限度額）は国税の場合、備忘価額の1円ですが、固定資産税の場合は取得価額の100分の5です。

カ) 償却資産と家屋の区分について

A) 償却資産の申告対象とするもの

- ① 外装・内装・造作などや建物附属設備等のうち、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するために施工したもの（レストランの厨房設備などは家屋の所有者であっても申告対象）
- ② 構造的に簡単に取りはずしのできるもの（例 ボルト等で簡易に取り付けた可動間仕切り）
- ③ 家屋からは独立した機械、装置としての性格の強いもの（例 受変電設備、中央監視装置など）
- ④ 家屋自体の効用を高めるものではない、特定の生産業務の用に供されるもの（例 工場内の製造機械を動かすための動力配線設備、浴場業用の浴場ボイラー、飲食店業用の厨房ボイラー、クリーニング業における洗濯設備など）

B) 債却資産の申告対象としないもの

・家屋の所有者が施工した建物附属設備で、通常家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの。

※ 詳しくは20～22ページの別表2を御参照ください。

キ) 取得価額について

A) 消費税の取り扱い

償却資産の取得価額とは、『償却資産の取得時において通常支出すべき金額で、据付費等の附帯費を含めたもの』とされています。この時の消費税の取り扱いについては、税務会計上で税込経理方式を採用している場合は消費税を含む額、税抜経理方式を採用している場合は消費税を含まない額を取得価額としてください。

B) 圧縮記帳等の取り扱い

税務会計上で認められている圧縮記帳をしている資産や下取りを伴う買換資産については、本来の価額（国庫補助金等や下取り金額を差し引きする前の金額）で申告してください。

C) 個人事業主が事業用、非事業用のどちらにも使用している備品類の取り扱い

事業用・非事業用（家庭用）のどちらにも使用している備品類を所有している場合、その取得価額は税務会計上の減価償却のように事業用・非事業用にあん分せず、全体の金額を申告することに注意してください。

D) 居抜きや無償で資産を取得した場合

店舗設備を居抜きで購入した場合や資産を無償で譲り受けた場合で、取得価額が不明なものについては見積価額等で申告してください。

7 その他

ア) 実地調査のお願い

地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査のため①固定資産台帳または減価償却明細書（法人税、所得税の申告の添付書類）の提出を求めたり、②資産そのものの調査を実施したりすることがありますので御協力をお願いいたします。

また実地調査の結果により、その年度に限らず過去に遡って課税されることがありますのであらかじめ御承知おきください。

イ) 債却資産課税台帳の閲覧、複写

債却資産の申告後、これに基づき決定された資産の価格（評価額）等を確認したいときは、課税台帳の閲覧、複写の制度（有料）があります。

請求にあたり委任状等が必要となる場合がありますので、詳細は下記にお問い合わせください。

（問い合わせ先） 税制課諸税係（総合庁舎3階 税2番窓口） 0166-26-1111（内線3313・3314）

ウ) 虚偽の申告等をした場合、または申告をしない場合

申告すべき事項について虚偽の申告等をした方には、地方税法第385条の規定により懲役または罰金に処されることがあります。また、正当な理由がなく申告をしない方には、地方税法第386条及び旭川市税条例第80条の規定により過料が科されることがありますので御注意ください。

8 提出すべき申告書類について

ア) 前年度以前に申告したことのある方

『種類別明細書（所有者控え）』（青色）が同封されています。

申告の区分	償却資産 申告書 (第26号様式・ 草色)	種類別明細書		気をつけていただきたいこと
		増加資産・ 全資産用 (草色)	減少資産用 (赤色)	
資産の増減がない方	○	×	×	申告書「18 備考」欄下、「1. 昨年中の資産の増加、減少なし」に○をつけてください。（7、8ページ参照）
増加した資産がある方	○	○	×	申告書「18 備考」欄下、「2. 昨年中の資産の増加、減少あり」に○をつけ、種類別明細書（増加資産・全資産用）に増加資産のみ記載してください。（7～10ページ参照）
減少した資産がある方	○	×	○	申告書「18 備考」欄下、「2. 昨年中の資産の増加、減少あり」に○をつけ、種類別明細書（減少資産用）に記載されている資産のうち、減少資産に○をつけ、そのページのみ提出してください。（7、8及び11、12ページ参照）
事業を行っているが、 資産を全て処分された方	○	×	○	申告書「18 備考」欄下、「3. 営業しているが、該当資産なし」に○をつけ、種類別明細書（減少資産用）に記載されている資産全てに○をつけ、提出してください。（7、8及び11、12ページ参照）
廃業などにより、 資産が全て減少した方	○	×	○	申告書「18 備考」欄下、「4. 廃業・解散・転出等(年月)」のうちあてはまる項目に○をつけ、廃業などの年月を記入し、種類別明細書（減少資産用）に記載されている資産全てに○をつけ、提出してください。（7、8及び11、12ページ参照）

イ) 旭川市に初めて申告する方

令和8年1月1日現在で所有している、申告すべき償却資産を申告書に記入し御提出ください。

申告の区分	償却資産 申告書 (第26号様式・ 草色)	種類別明細書		気をつけていただきたいこと
		増加資産・ 全資産用 (草色)		
申告する資産がある方	○	○		種類別明細書（増加資産用・全資産用）には、旭川市内に所在する全資産を記載してください。（7～10ページ参照）
事業は行っているが 申告する資産がない方	○	×		申告書「18 備考」欄下、「3. 営業しているが、該当資産なし」に○をつけてください。（7、8ページ参照）

9 申告書の記入例

ア) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）第26号様式

受付印		令和 8 年度															
償却資産申告書(償却資産課税台帳)																	
所 有 者	1 住 所 〔又は納税通知書送達先〕		旭川市東光○条□丁目○番△号										資産所有者の住所(又は納税通知書送達先)を記載してください。				
	(フリガナ) 2 氏 名 〔法人にあってはその名称及び代表者の氏名を必ず記入してください。〕		アサヒカワ カンタロウ 旭川 寛太郎										電話(0166)○○-△△△△ 資産所有者の氏名(法人にあっては法人名及び代表者の氏名)を記載してください。 (注:フリガナが印字されていますが、必ず氏名を記載してください。)				
(屋号 お食事の店 あさっぴー																	
資産の種類	取 得 価 額											計((イ)-(ロ)+(ハ)) (二)					
	前年前に取得したもの (イ)			前年中に減少したもの (ロ)			前年中に取得したもの (ハ)										
1 構築物	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
2 機械及び装置			3 0 0 0 0 0 0						2 5 0 0 0 0 0				1 1 0 0 0 0 0				1 6 0 0 0 0 0
3 船舶																	
4 航空機																	
5 車両及び運搬器具																	
6 工具、器具及び備品		2 9 0 0 0 0 0				1 6 0 0 0 0 0				1 6 2 0 0 0 0					2 9 2 0 0 0 0		
7 合計		7 2 0 0 0 0 0			4 1 0 0 0 0 0				9 7 6 0 0 0 0					1 2 8 6 0 0 0 0			
		資産の種類		評 価 額 (ホ)			※ 決 定 価 格 (ヘ)			※ 課 税 標 準 額 (ト)							
		1 構築物	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円			
		2 機械及び装置															
		3 船舶															
		4 航空機															
		5 車両及び運搬器具															
		6 工具、器具及び備品															
		7 合計															

申告用紙は複写になっていて、一枚目は提出用、二枚目は控え用です。
郵送による提出で控え用に受付印が必要な場合は、必ず返信用封筒(郵便切手を貼付したもの)を同封してください。

95 - 12345

所有者コード	123456789	00
--------	-----------	----

第二十六号様式
(提出用)

3 個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	8 短縮耐用年数の承認 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
4 事業種目 (資本金等の額)	飲食店 (10 百万円)	
5 事業開始年月	平成10年3月	
6 この申告に応答される者の係及び氏名	旭川 一太郎 電話(0166)○○-△△△△	
7 税理士等の氏名	税理士 東光 次郎 電話(0166)XX-XXXX	
15 旭川市内における事業所等資産の所在地	17 事業所用家屋の所有区分	
①旭川市 東光○条□丁目○番△号	自己所有 <input checked="" type="radio"/> 借家 <input type="radio"/>	
②旭川市 ○条通□丁目右△号	自己所有 <input checked="" type="radio"/> 借家 <input type="radio"/>	
③旭川市	自己所有 <input checked="" type="radio"/> 借家 <input type="radio"/>	
④旭川市	自己所有 <input checked="" type="radio"/> 借家 <input type="radio"/>	
16 借用資産(有 <input checked="" type="radio"/> 無) 貸主の名称等	☆※リース 株式会社	
18 備考(添付書類等)	令和7年○月△日 事業主 旭川 寛一の死亡により事業承継 (事業承継人) 旭川 寛太郎	

該当する番号いづれかを○で囲んでください。

1. 昨年中の資産の増加、減少なし
2. 昨年中の資産の増加、減少あり
3. 営業しているが、該当資産なし
4. 廃業・解散・転出等(年)

※該当する項目に○をつけてください。

特に昨年度の申告と比べ資産の増減がない場合、初めての申告で該当する資産がない場合は必ず記載してください。

【所有者コード】

自社電算申告により申告される方は、この所有者コードを記載してください。

【3 個人番号又は法人番号】

資産所有者の個人番号(マイナンバー、法人にあっては法人番号)を記載してください。
(注:個人番号は左側を1文字空けて記載してください。)

【18 備考】

この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考になるべき事項を記載してください。

※合併、相続等により所有者の住所・氏名に異動があった場合。

(記載例1)

令和7年○月×日 商号変更

(旧) 株旭川○○組

(新) 株旭川○○建設

(記載例2)

令和7年△月□日 事業主の死亡により長男が事業承継。

(事業承継人) ○川 ○太郎

令和 8 年度

種類別明細書(増加資産・

注意「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受け入れ、4その他

【取得年月】

資産を実際に取得した年月を記載してください。
年号欄には「3 昭和」「4 平成」「5 令和」の数字
を使用してください。

【取得価額】

資産を取得するために直接支出した金額のほか、当該資産を事業の用に供するため必要とした費用（手数料、関税、据付手数料等）も含まれます。

消費税の扱いは、所得税・法人税に準じます。

[注1] 前年度(令和7年度)以前に申告済みの方で、増加した資産がある場合はその増加資産について記載してください。

また、本年度(令和8年度)初めて申告される方は、令和8年1月1日現在所有する全ての資産について記載してください。

[注2] 省令改正により耐用年数を変更した資産を所有している場合で、申告もれ又は市外からの移動があったときは、本ページを参照して記載してください。

全資産用)

95 — 12345

所 者 名										枚のうち				
旭川 寛太郎														
耐用年数	(口) 減価残存率	(八) 價額				※課税標準額の特例及び非課税				※課 税 標 準 額			増加事由	摘要
		十億	百万	千	円	特例	非課税	十億	百万	千	円	特例		
20.0.												1・2 3・4		
10.0.												1・2 3・4		
8.0.												1・2 3・4	申告もれ分 改正前9年	
8.0.												1・2 3・4	R7年4月○○市より 移動。改正前9年	
0.0.												1・2 3・4		
2.0.												1・2 3・4	4年間使用	
6.0.												1・2 3・4		
6.0.												1・2 3・4		
6.0.												1・2 3・4		
	0.0.											1・2 3・4		
	0.0.											1・2 3・4		

のいずれかに○印をつけてください。

【耐用年数】

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第6まで(別表第3及び第4を除く。)に掲げる耐用年数を記載してください。

なお、中古資産について見積耐用年数によっている場合は、その耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。

【增加事由】

〔答用〕 増加事由欄の該当する数字に
○を付けてください。

- 「1」新品取得
 - 「2」中古品取得
 - 「3」移動による受け入れ
 - 「4」その他

【申告もれの資産があった場合】 (行番号04)

(例) 挽肉機

- ・平成19年10月取得
 - ・取得価額 500,000円
 - ・耐用年数 省令改正前 9年
改正後 8年

- ・『耐用年数』欄には省令改正後の耐用年数「8年」を記載する。

- ・『摘要』欄には、「申告もれ」であること、(省令)改正前の耐用年数「前9年」を記載する。

【市外からの移動の場合】 (行番)

(例) 製麵機

- ・平成19年10月取得
 - ・取得価額 600,000円
 - ・耐用年数 省令改正前 9年
改正後 8年

- ・『耐用年数』欄には省令改正後の耐用年数「8年」を記載する。

- ・『摘要』欄には、「市外からの移動」であること、(省令)改正前の耐用年数「前9年」を記載する。

【耐用年数の改正で耐用年数を変更する場合】

(行番号07)

省令改正において耐用年数の変更があった資産を所有している場合で、令和7年度以前の償却資産申告において未だ耐用年数を修正していないときは、変更後の耐用年数に修正してください。

(例) 製麺機

耐用年数 省令改正前：9年、省令改正後：8年

↓

- ・該当する耐用年数を二重線で抹消し、改正後の耐用年数を記載する。
- ・摘要欄に「(省令)改正による」のように記載する。

申告	所有者コード	枝番
0・4	123456789	00

□ 減少した資産の行番号を

行番号	資産の種類	資産コード	資産等の
01	1	00001	看板
02	1	00002	駐車場舗装
03			* * 資産の種類 1
04			
05	2	00001	プレハブ冷蔵庫
06	2	00002	挽肉機
07	2	00003	製麺機
08			* * 資産の種類 2
09			
10	6	00001	応接セット
11	6	00002	エアコン
12	6	00003	複写機
13	6	00004	パソコン
14			* * 資産の種類 6
15			
16			
17			
18			
19			* * 債却資産

↑ 1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶

【① 資産の全部が減少した場合】

(行番号 05, 06, 10, 12)

(例) 応接セット一式(取得価額 500,000円)を株式会社〇〇に売却した。

↓

- ・該当する「行番号」を○で囲む。
- ・「減少の事由」は「1 売却」、「減少区分」は「1 全部」を○で囲む。
- ・摘要欄に「(株)〇〇に売却済」のように記載する。

【② 資産の一部のみが減少した場合】

(行番号13)

(例) パソコン5台(一台あたりの取得価額300,000円)のうち2台を廃棄した。

↓

- ・該当する資産の「数量」、「取得価額」を二重線で抹消する。
- ・それぞれの上部に、減少した数量および価額を記載してください。(要注意)
- ・取得価額の残額を「一部減のときの残額」欄に記載してください。
- ・「減少の事由」は「2 減失」、「減少区分」は「2 一部」を○で囲む。
- ・摘要欄には「5台のうち2台廃棄」のように具体的に記載する。

[注] 省令改正により耐用年数を変更した資産を所有している場合で、令和7年度以前の申告において耐用年数を修正されていないときは、本ページの記載例を参照して修正してください。

令和 8 年度

提 出 用

種類別明細書（減少資産用）

○で囲んでください。

所 有 者 名		95 — 12345
旭川 寛太郎	1 枚のうち 1 枚 目	

名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 额				耐用年数	減少の事由及び区分		一 部 減 の と き の 残 額				摘 要	
		年 号	年	月	十 億	百 万	千	円		1壳却 2減失	1全部	3移動 4その他	2一部	十 億	百 万	千	円
	1	H	10	3		3 0 0	0	0 0	10	1・2・3・4	1・2						
	1	H	10	3		1 0 0	0	0 0	10	1・2・3・4	1・2						
合計 **	*					1 3 0	0	0 0	*	1・2・3・4	1・2						
										1・2・3・4	1・2						
	1	H	19	4		2 0 0	0	0 0	8	1・2・3・4	1・2						○○市に移動
	1	H	19	5		5 0 0	0	0 0	8	1・2・3・4	1・2						△△(株)に売却済
	1	H	19	5		5 0 0	0	0 0	8	1・2・3・4	1・2						省令改正による
合計 **	*					3 0 0	0	0 0		1・2・3・4	1・2						
										1・2・3・4	1・2						
	1	H	27	10		5 0 0	0	0 0	8	1・2・3・4	1・2						(株)○○に売却済
	1	H	30	6		4 0 0	0	0 0	6	1・2・3・4	1・2						
	1	H	31	4		5 0 0	0	0 0	5	1・2・3・4	1・2						
	2	R	1	9		6 0 0	0	0 0	4	1・2・3・4	1・2						5台のうち 2台廃棄
合計 **	*					1 5 0	0	0 0		1・2・3・4	1・2						
						2 9 0	0	0 0		1・2・3・4	1・2						
										1・2・3・4	1・2						
合計 **	*					7 2 0	0	0 0		1・2・3・4	1・2						

4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品

【一部減少した分の価額】
減少した分の価額を記載してください。
(この場合は減った2台分の価額)

【一部減少のときの残額】
減少後の残額を記載してください。
(この場合は残った3台分の価額)

【摘要欄】
資産の移動先の市町村名、売却先等を記載してください。

10 債却資産の評価と課税など

ア) 評価額

旭川市内に所在する債却資産一品ごとについて、取得価額を基礎として耐用年数に応じた減価を考慮し、令和8年1月1日現在での残存価値を算出したものを評価額といいます。

イ) 課税標準額

資産一品ごとの評価額を合計したものを決定価格といい、原則としてこの決定価格を課税標準額と呼びます。
(1,000円未満は切捨て)

ウ) 税率

旭川市の固定資産税の税率は100分の1.4です。税額は課税標準額に税率を乗じたものです。(100円未満は切捨て) ただし、**課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。**

エ) 資産の評価額の算定方法

評価額の算出

(1) 前年中に取得した資産

$$\boxed{\text{評価額}} = \boxed{\text{取得価額}} \times \left[1 - \left(\frac{\text{減価率} \times 2}{\text{減価率} + 2} \right) \right] \quad (*)$$
$$= \boxed{\text{取得価額}} \times \text{次頁表のA}$$

(2) 前年前に取得した資産

$$\boxed{\text{評価額}} = \boxed{\text{前年度評価額}} \times \left[1 - \text{減価率} \right]$$
$$= \boxed{\text{前年度評価額}} \times \text{次頁表のB}$$

減価率：耐用年数に応ずる減価率(次頁「減価率および減価残存率表」を参照)

* 下線部分の端数処理は、小数点以下第4位を四捨五入しています。

A：半年分の減価残存率で、次頁「減価率および減価残存率表」中のA欄の率です。
B：1年分の減価残存率で、次頁「減価率および減価残存率表」中のB欄の率です。

※ 評価額の最低限度は、国税とは異なり、取得価額の100分の5に相当する額となります。

※ 税務会計上、減価償却を終えて備忘価額のみ帳簿上計上されている資産であっても評価の対象です。

減価率及び減価残存率表

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率X	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	35	0.064
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	40	0.056
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	45	0.050
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	50	0.045
11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896	60	0.038

才) 課税標準額と固定資産税額の算出

- 資産一品ごとに算出した評価額を合計したものを決定価格といい、原則としてこの決定価格を課税標準額と呼びます。(1,000円未満切捨て)
- 税額は、課税標準額に税率(100分の1.4)を乗じたものになります。(100円未満切捨て)
ただし、課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

力) 税額の算出例

※資産の申告内容

資産名称	取得年月	取得価額	耐用年数
広告塔	令和7年9月	1,500,000円	20年
アスファルト舗装	令和5年10月	3,000,000円	10年
パソコン	令和2年4月	300,000円	4年

A) 広告塔の評価

上表「減価率及び減価残存率表」より、耐用年数20年に対応する減価残存率はA=0.945(前年中取得)であるので、

$$1,500,000 \times A = 1,500,000 \times 0.945 = 1,417,500 \text{円} \text{ (令和8年度評価額)}$$

B) アスファルト舗装の評価

耐用年数10年に対応する減価残存率はA=0.897(前年中取得)、B=0.794(前年前取得)より、

$$3,000,000 \times A = 3,000,000 \times 0.897 = 2,691,000 \text{円} \text{ (令和6年度評価額)}$$

$$2,691,000 \times B = 2,691,000 \times 0.794 = 2,136,654 \text{円} \text{ (令和7年度評価額)}$$

$$2,136,654 \times B = 2,136,654 \times 0.794 = 1,696,503 \text{円} \text{ (令和8年度評価額)} \text{ 小数点以下切捨て}$$

C) パソコンの評価

耐用年数4年に対応する減価残存率はA=0.781(前年中取得)、B=0.562(前年前取得)より、

$$300,000 \times A = 300,000 \times 0.781 = 234,300 \text{円} \text{ (令和3年度評価額)}$$

$$234,300 \times B = 234,300 \times 0.562 = 131,676 \text{円} \text{ (令和4年度評価額)} \text{ 小数点以下切捨て}$$

$$\begin{aligned}
 131,676 \times B &= 131,676 \times 0.562 = 74,001 \text{ 円} \text{ (令和5年度評価額)} \\
 74,001 \times B &= 74,001 \times 0.562 = 41,588 \text{ 円} \text{ (令和6年度評価額)} \\
 41,588 \times B &= 41,588 \times 0.562 = 23,372 \text{ 円} \text{ (令和7年度評価額)} \\
 23,372 \times B &= 23,372 \times 0.562 = 13,135 \text{ 円} < 15,000 \text{ 円} \text{ (令和8年度評価額)}
 \end{aligned}$$

※ 令和8年度より評価額が取得価額（ここでは300,000円）の100分の5（=15,000円）より小さくなるため、これ以降の評価額は15,000円となります。

A)からC)までをまとめると右表のようになります。

評価額を合計した決定価格は3,129,003円となるため
その税額は、

$$\begin{aligned}
 3,129,000 \text{ 円} \text{ (1,000円未満切捨て)} \times 0.014 \text{ (税率)} \\
 = 43,806 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

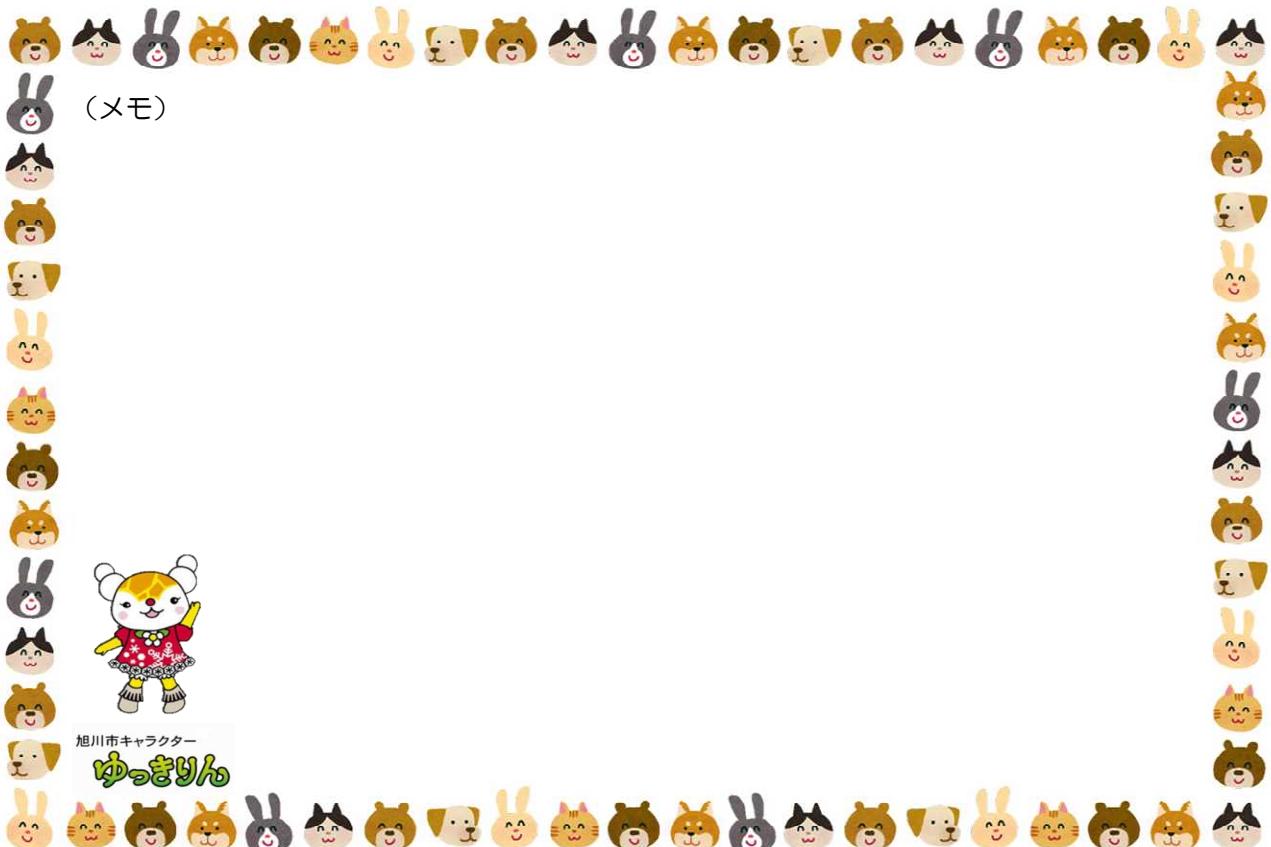
⇒ 43,800円（100円未満切捨て）となり、年税額は43,800円となります。

資産名称	評価額
広告塔	1,417,500 円
アスファルト舗装	1,696,503 円
パソコン	15,000 円
合計	3,129,003 円

11 納期等について

年税額は第1期（4月）、第2期（7月）、第3期（9月）、第4期（12月）の4回に分けて納めていただくことになります。ただし特別の事情があるときは納期が変更されることがあります。

又、免税点未満（課税標準額が150万円未満）のため課税されない場合は納税通知書等を送付いたしませんのであらかじめ御了承ください。



12 償却資産申告時のポイントについて

ア) 大型特殊自動車の償却資産申告について

A) 農耕作業用以外のもの

償却資産として申告をする必要がある農耕作業用以外の『大型特殊自動車』とは、下記のイラスト左図に挙げるものとなります。(道路運送車両法上の分類による)

したがいまして、イラスト右図に示すように特殊自動車のなかには償却資産の申告を要しない、『小型特殊自動車』に分類されるものがございますのでくれぐれも御注意ください。

大型 特 殊



小 型 特 殘



- ① 長さが4.7mを超えている
 - ② 幅 が1.7mを超えている
 - ③ 高さが2.8mを超えている
 - ④ 最高速度が15 km／時を超えている
- ①から④のいずれかに該当する
⇒『大型特殊自動車』として償却資産の申告が必要です。

- ①' 長さが4.7m以下である
 - ②' 幅 が1.7m以下である
 - ③' 高さが2.8m以下である
 - ④' 最高速度が15 km／時以下である
- ①' から④' をすべて満たしている
⇒『小型特殊自動車』となるため償却資産の申告は不要ですが、軽自動車税種別割の申告が必要です。

B) 農耕作業用のもの

田植機やコンバイン等の農耕作業用特殊自動車は最高速度が35 km／時未満のものであれば『小型特殊自動車』となります。



なお、小型特殊自動車は、公道を走行する・しないに関わらず軽自動車税種別割の課税対象となるため、申告によりナンバープレート（緑色）を取得し取り付ける必要があります。

上記の小型特殊自動車を新規に取得した場合は、下記の税制課諸税係（総合庁舎3階 税2番窓口）まで御連絡ください。

(問合せ先) 旭川市役所 代表 0166-26-1111

- ・固定資産税（償却資産）に関すること 資産税課 償却資産係（内線 3369・3379）25-5904（直通）
- ・軽自動車税種別割に関すること 税制課 諸税係（内線 3313・3314）

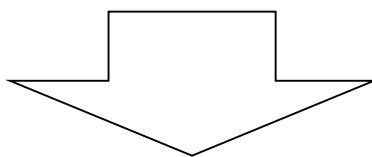
イ) 事業用資産として物置等を取得した場合

事業用として取得した資産のうち、物置、ガレージ、車庫、プレハブ、倉庫や事務室など（以下「物置等」とする）については、その規模や施工方法によって固定資産税上の取り扱いが償却資産にならない場合があります。

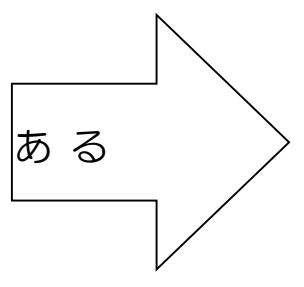
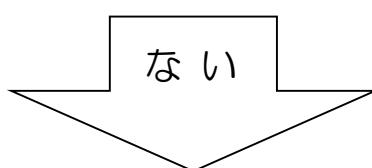
◎取得した物置等が「償却資産」となる判断例

A) 取得した「物置等」が、

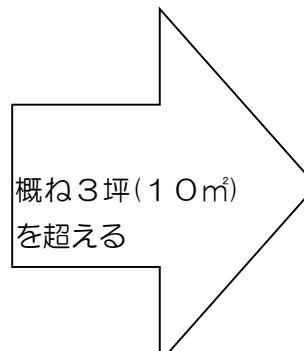
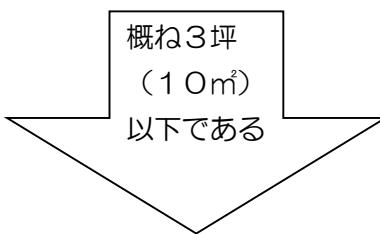
- ① 屋根及び周壁またはこれらに類するものを有しており外気から遮断された屋内がある。
- ② その目的とする用途に供しうる状態にあること。（例 物置ならば荷物の保管に供しうる状態にあること、車庫・ガレージなどならば乗用車の保管場所としうる状態にあること等をさす。）



B) その物置等には基礎が、



C) その物置等の床面積は？



固定資産税の「家屋」に該当する可能性がありますので、固定資産税納税通知書（土地・家屋）の課税明細書に記載がない場合は、資産税課（家屋係：0166-25-9752【直通】）に御連絡願います。

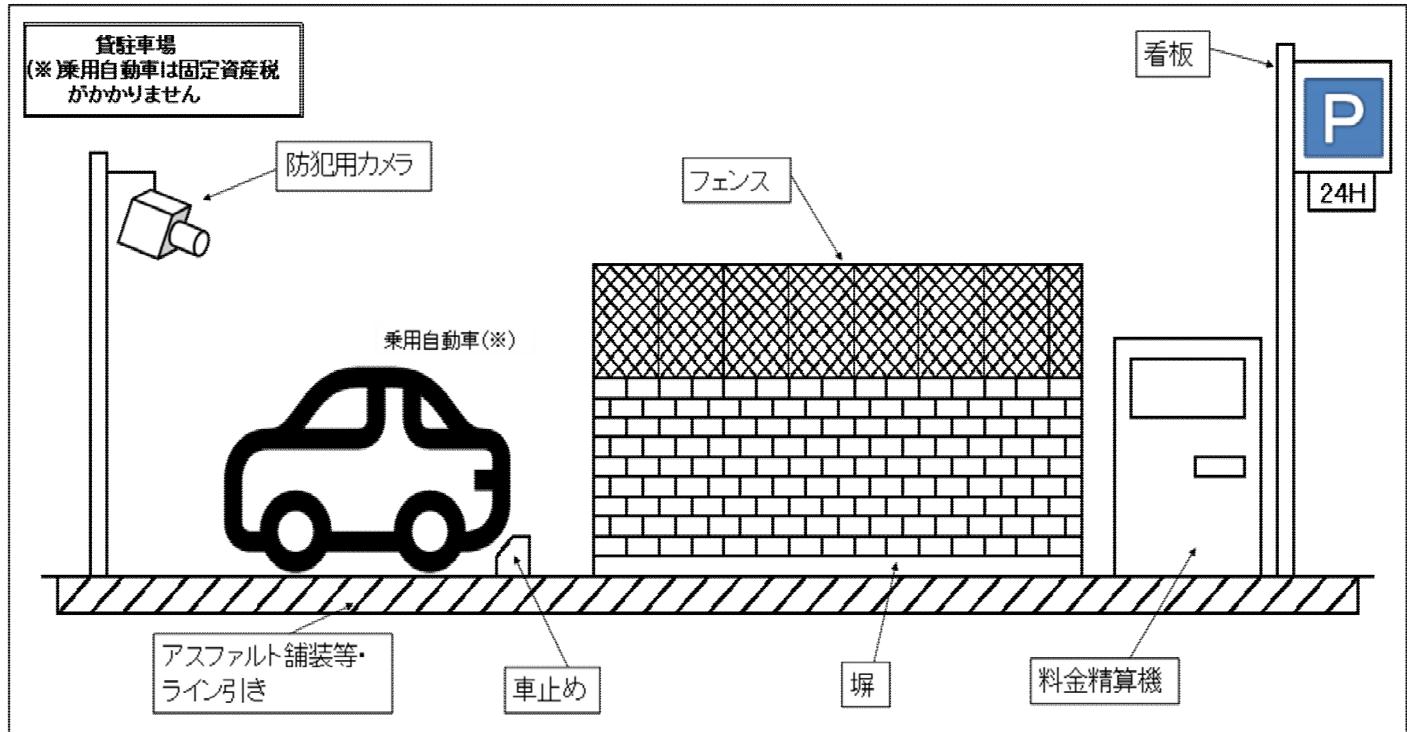
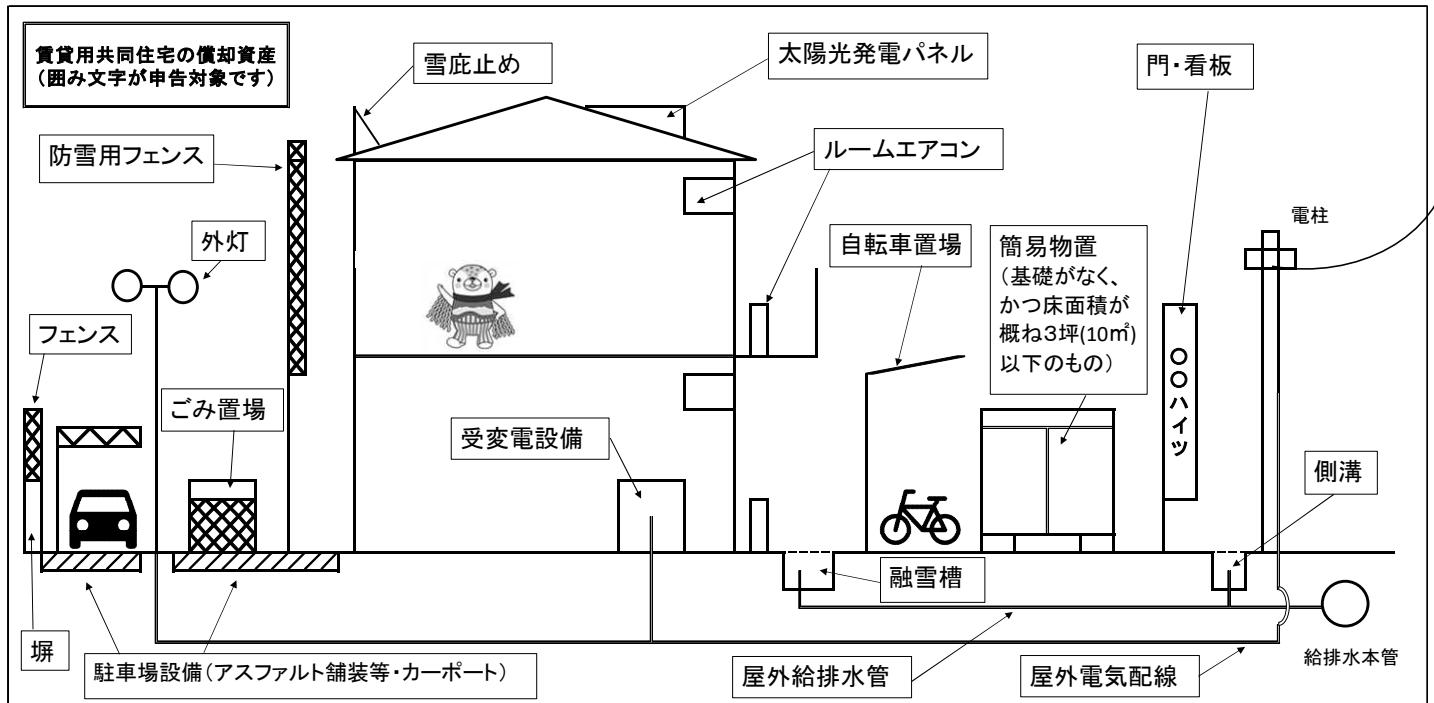
この物置等は、償却資産としての申告が必要です。

ただし、カーポートと一体となった物置は、床面積が 10m^2 以下であっても、物置部分は「家屋」として固定資産税が課税される場合があります。

上記のチャートは、取得した対象物が償却資産か家屋かを判断するためのあくまで目安であり実際の状況確認のために職員が実地調査に伺う場合があります。

13 建物に係る償却資産について（不動産賃貸業など）

下記のイラストに示すような、賃貸物件に附属し入居者のために整備している事業用資産は固定資産税（償却資産）の課税対象となるため、償却資産の申告が必要となります（ただし、「家屋」として別途課税される建物附属設備などは除きます。）。



(資料編)

別表1 業種別の主な償却資産

各業種共通のもの	駐車場や構内の舗装路面(ロードヒーティング含む。)、融雪槽、受変電設備、庭園、門扉・塀などの外構工事、看板、ネオンサイン、広告塔、雪庇止め、簡易間仕切、カーテン、ブラインド、応接セット、除雪機(歩行型)、パソコン、LAN配線、コピー機、金庫、ロッカー、テレビ、冷蔵庫、自動販売機、レジスターなど
喫茶・飲食店	厨房設備及び器具、製めん機、混合機、カウンター、室内装飾品、音響機器、タオル蒸器、券売機など
理容・美容業	洗髪設備、赤外線灯、理容・美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸器、ドライヤー、サインポールなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、スリープ、プレス機、給排水設備、ボイラーなど
農業	稲刈機(歩行型)、乾燥機、耕うん機(歩行型)、散粉機、飼料配合機、精米機、田植機(歩行型)、脱穀機、動力噴霧機、発芽機、バインダー、もみすり機、草刈機、ビニールハウスなど
医療(歯科)業 薬局業	ベッド、手術台、歯科診療用ユニット、保育器、給食用厨房器具、消毒殺菌用機器、各種医療機器(レントゲン装置、心電計、顕微鏡、投影器、光学検査機器等)、薬品戸棚など
小売業	陳列ケース、陳列棚、冷凍ストッカー、厨房設備及び器具など
ガソリン給油所	給油装置、地下タンク、キャノピー(家屋と分離しているもの)、リフト、充電機、コンプレッサー、洗車機など
自動車修理業	旋盤、プレス、ホーニング、リフト、チェンブロック、オイルクリーナー、洗車機、コンプレッサー、溶接機、充電機、グラインダー、ドリル、検査工具、治具、取付工具など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等の土木建設車輌(軽自動車税種別割の課税対象となるべきものを除く)、大型特殊自動車、ポータブル発電機、コンクリートカッター、ミキサー、足場材料など
不動産賃貸業	中央監視装置、緑化施設、融雪槽、露天式立体駐車場設備、ルームエアコンなど

※内装や家屋附属設備等・・・施工者と家屋所有者が同一ではない場合は施工者からの償却資産の申告が必要です。

ただし、飲食店・ホテル・寮・病院・社員食堂の厨房設備などの顧客の求めに応じるサービス設備は、施工者と家屋所有が同一でも申告が必要です。

別表2 建築設備における償却資産と家屋の区分の例示

(◎：償却資産の申告が必要 ○：申告が不要)

区分	設備等の分類	設備等の内容	家屋と附属設備の所有者が			
			同じ場合		異なる場合 (=借家人が家屋に 附属設備を設置した)	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
電 氣 設 備	共通のもの	配管、配線、ワイヤリングダクトなど	○			◎
		ボックス類(アウトレットボックス、プルボックスなど)	○			◎
	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	自家用発電設備、蓄電池、無停電電源設備		◎		◎
	太陽光発電設備	耐用電池パネル、パワーコンディショナーなど		◎		◎
	中央監視設備	装置一式		◎		◎
	動力配線設備	引込工事、配電盤		◎		◎
		動力分電盤、動力操作盤	○			◎
		手元開閉器	○			◎
	電灯コンセント 配線設備	電灯	○			◎
		分電盤	○			◎
		スイッチコンセント類、フロアーコンセント類	○			◎
	電灯照明設備	ネオンサイン		◎		◎
		投光器、スポットライト		◎		◎
		家屋と分離した屋外照明		◎		◎
		分電盤から外側の配線		◎		◎
		電球		◎		◎
	電話配線設備	蛍光灯・白熱灯用器具	○			◎
		電話機、交換機等の機器		◎		◎
		端子盤	○			◎
		ケーブルラック	○			◎
	インターфон設備	ローーションスタッド	○			◎
		集合玄関機(*注)、親機・子機等	○			◎
	電気時計配線設備	親時計、子時計		◎		◎
	拡声器配線設備	マイクロホン、スピーカー		◎		◎
		アンプ、ミキサー、レコードプレイヤー		◎		◎
		出力制御機器		◎		◎
	工業用テレビ 配線設備	テレビ受像機		◎		◎
		カメラ		◎		◎
		同軸ケーブル、接栓	○			◎
	テレビジョン 共同聴視設備	テレビ受像機		◎		◎
		アンテナ、ブースターアンプ	○			◎
		分配器、整合器	○			◎
		同軸ケーブル	○			◎
	ナースコール設備	一式	○			◎
	呼出信号設備	信号盤	○			◎
		押ボタン盤	○			◎
	自動車管制装置	各種表示灯(案内灯、信号灯、誘導灯など)	○			◎
		感知器	○			◎
	盜難非常通報装置	通報装置	○			◎

(*注) 平成26年12月31日以前に取得した集合玄関機等は、家屋と附属設備の所有関係に関わらず、償却資産の対象となります。

区分	設備等の分類	設備等の内容	家屋と附属設備の所有者が			
			同じ場合		異なる場合 (=借家人が家屋に 附属設備を設置した)	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産	
衛生設備	共通のもの	屋内配管、バルブ、ポンプ、カランなど	○			◎
	給・排水設備	屋外水道管、屋外配水管		◎		◎
		独立した給水塔		◎		◎
		高架水槽、受水槽、ボールタップ	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備(瞬間湯沸器)		◎		◎
		独立した煙突		◎		◎
		中央式給湯設備 (ボイラー、オイルタンク、ストレージタンク、 温度調節弁など)	○			◎
	冷水設備	中央式冷水設備 (チラーユニット、タンク、冷却塔など)	○			◎
	衛生器具設備	大便器、小便器、洗面器	○			◎
	浄化槽設備	一式	○			◎
	ガス設備	メーターから外側の配管		◎		◎
空調設備	共通のもの	配管、オイルタンク、ポンプ、ボイラー	○			◎
		ダクト、バルブ、ダンパー、空調機	○			◎
		送風機、吹出口、吹込口	○			◎
		自動制御機器など	○			◎
	冷・暖房設備	ルームエアコン(壁掛型)		◎		◎
		(中央熱源方式) 冷凍機、冷却塔、コンベクターなど	○			◎
		(マルチシステム) マルチユニット機器	○			◎
		(パッケージシステム) パッケージ機器、冷却塔	○			◎
	床暖房設備	パイプコイル、循環ポンプなど	○			◎
	換気設備	送排風機、吹出口、ダンパー	○			◎
		換気扇、天井扇	○			◎
	一般機械排煙設備	排煙機、排煙口、給気口、ダクトなど	○			◎
防災設備	共通のもの	配管、配線、バルブ、ヘッド、ノズルなど	○			◎
	消防設備 (炭酸ガス・泡)	炭酸ガスボンベ(手提式消火器)		◎		◎
		炭酸ガスボンベ用架台、泡原液タンク、ポンプ ポンプ架台、サイレン、押ボタン	○			◎
	火災報知設備	受信機、副受信機、感知器、P型手動発信機	○			◎
	避雷突針設備	突針、導線、設置電極	○			◎
	避雷導体設備	導体、雑材	○			◎
	消火栓設備	消火ポンプ、消火栓、サイアミーズコネクション	○			◎
	ドレンチャー設備	ポンプ	○			◎
	スプリンクラー設備	ポンプ、エンジン	○			◎

区分	設備等の分類	設備等の内容	家屋と附属設備の所有者が			
			同じ場合		異なる場合 (=借家人が家屋に 附属設備を設置した)	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
運搬設備	ベルトコンベア設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
	気送管設備	気送子		◎		◎
		気送管設備一式	○			○
	エレベーター 他	エレベーター、ホームエレベーター	○			○
		ダムウェーター、エスカレーター	○			○
特殊設備	劇場用特殊機器	劇場の舞台	○			○
		幕・背景などの巻取り・吊下げ装置	○			○
		舞台転換用装置	○			○
		階段手摺りなどの特殊装飾	○			○
		劇場照明設備		◎		○
		劇場スクリーン		◎		○
	金庫扉	夜間金庫		◎		○
		扉、格子戸、化粧版、マンホール扉	○			○
		固定椅子	○			○
		ルーバー	○			○
		書庫扉	○			○
		造り付け家具	○			○
		間仕切(床から天井まで達するもの)	○			○
		間仕切(取外しが容易な簡易間仕切)		◎		○
		LAN配線		◎		○
		ブラインド・カーテン		◎		○
屋外設備	鉄骨などの非常階段、ポーチ、テラス	一式	○			○
	木造家屋における外廊下	一式	○			○
	外構工事 他	門、塀、植え込み等緑化施設、雪庇止め		◎		○
その他の設備	内装・造作工事	床、壁、天井仕上げ店舗造作等工事一式	○			○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテルなど)、病院・社員食堂などの厨房設備		◎		○
		上記以外の設備	○			○
	特定の生産又は業務用の設備	動力配線設備、給・排水設備、ガス設備、空調設備、換気設備などで、左記の用に供する設備 ※		◎		○

※〈具体例〉

- ・工場における機械を動かすための動力配線等の電気設備
- ・精密機械工業等の工場における温湿度調和設備、集塵設備
- ・工業用水道配管、汚水配管
- ・浴場ボイラー(浴場業用、ホテル又は旅館用)
- ・厨房ボイラー(飲食店業用、ホテル又は旅館用)

別表3 少額減価償却資産の取り扱いについて

取得 価額基準 経理区分	固定資産として計上 せず、一時の損金、 必要経費としたもの	税務会計上、3年間 の一括償却としたもの	税務会計上、個別に 減価償却資産として 計上しているもの	中小企業者等の 少額減価償却資産 としたもの
10万円未満	申告対象外	申告対象外	法人～申告が必要 (個人～該当事例なし)	(該当事例なし)
10万円以上 20万円未満	(該当事例なし)	申告対象外	申告が必要	申告が必要
20万円以上 30万円未満	(該当事例なし)	(該当事例なし)	申告が必要	申告が必要

別表4 国税（法人税・所得税）との違い

項 目	地 方 税 上 の 取 扱 い (固定資産税(償却資産))	国 税 上 の 取 扱 い (法人税・所得税)
償却計算の基準日	1月1日(賦課期日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	原則として、『固定資産評価基準(*)』に定める減価率によります。 (13ページ「11 債却資産の評価と課税など」を御参照ください。)	【平成19年3月31日以前に取得】 ・建物：旧定額法(一部例外有) ・建物以外：旧定率法、旧定額法等の選択方式 【平成19年4月1日～平成28年3月31日に取得】 ・建物：定額法 ・建物以外：定率法、定額法等の選択方式 【平成28年4月1日以降に取得】 ・建物及び構築物、建物附属設備：定額法 ・上記以外：定率法、定額法等の選択方式
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認めない	認める
特別償却・割増償却 即時償却 (租税特別措置法)	認めない	認める
中小企業者等の少額資産の 損金算入の特例 (租税特別措置法)	認めない	認める
増加償却	認める	認める
評価額の最低限度額	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)
改良費	区分評価	一部合算可

(*)『固定資産評価基準』：地方税法第388条に基づく総務大臣の告示のこと